

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0600001	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	外務省設置法 4条 13項	短期滞在査証を取得する必要がある。	d		短期滞在査証の取得手続き緩和については、これまでも累次実施済み		査証発給手続きは各在外公館の判断で定められている事項が少なくなく申請者にとって過度な負担を強いるケースもある。さらなる発給手続きの簡素化、査証免除等に関する具体的な検討状況について示されたい。またその実施時期等についても示されたい。				5145016	東京都	11
z0600002	台湾人、中国人修学旅行者に対する査証免除	外務省設置法 4条 13項	短期滞在査証を取得する必要がある。	c		中国人や台湾人の査証免除については、不法滞在や犯罪発生に関する現下の状況に鑑み、慎重な対応が必要		要望は中国人や台湾人の「修学旅行者」に対する査証免除であり、さらに当該学校の身分保証等の措置が前提となっているものである。中国人や台湾人の修学旅行者の不法滞在や犯罪発生の状況について、他の査証免除を実施している国等の者との比較を具体的なデータを示した上で、上記観点も踏まえ再度検討されたい。				5119020	長野県	11
z0600003	査証申請手続の優良事業者に対する書類の簡素化	外務省設置法 4条 13項	招聘理由書や身元保証書には代表取締役の押印が必要	c		不法滞在や不法就労、犯罪の増加に鑑みると、会社による招聘の場合は会社の代表である代表取締役の押印は不可欠		「招聘理由書」「身元保証書」の性格に鑑みると、必ずしも代表取締役の押印でなければならないという合理的理由がない。要望は、過去に当該外国人に関する事故等がないなど優良事業者に限定して措置を求めるものであり、上記観点を踏まえ、具体的な対応策について検討され示されたい。またその実施時期等についても示されたい。				5021262	社団法人日本経済団体連合会	11
z0600004	官公庁等における請求書様式の統一化等		請求書様式は定めていない。	e		外務省は、請求書の提出を受けるに際して、指定の様式は定めておらず、各社仕様に基づき作成された請求書を受領している。						5086029	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0600001	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5145	5145016	東京都	11	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和		外国人旅行者の拡大を図るため、一定の要件の下での観光目的で来訪する旅行者に対する査証の免除、査証申請の際の提出書類の簡素化や発給日数の短縮化など査証発給手続き等を改正すること。		訪日外国人数は、日本人海外旅行者数の4分の1に過ぎず、国際旅行収支は大幅な赤字になっている。 都は「観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を倍増する目標を掲げている。 しかし、現在の外国人に対する訪日査証制度が、海外からの旅行者増大にとって障害になっている。	出入国管理及び難民法 外務省設置法	外務省	
z0600002	台湾人、中国人修学旅行生に対する査証免除	5119	5119020	長野県	11	台湾人、中国人修学旅行生に対する査証免除		修学旅行を目的として訪問する台湾人修学旅行生、中国人修学旅行生及び教師その他の引率者について、学校側が文書にて証明し、かつ台湾旅行会社、中国旅行会社が提出する日程どおりに旅行者全員を帰国させる旨を保証する誓約書を提出する場合、当該旅行者全員の査証を免除する。		国は、現在、海外からの外国人観光客を増加させるため様々な取組みを進めています。観光立国行動計画の中で、入国手続きの円滑化をあげています。その方針のひとつとして韓国人修学旅行生の査証免除を平成16年度中に実現をめざしています。韓国の学生だけでなく台湾のそして中国の学生たちも同様の査証免除を望みます。また、台湾は日本人の入国に対して、30日間の査証なしの滞在を認めていますし、中国も15日以内の滞在であれば査証を免除していますので、この規制改革を望みます。	外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第13号	外務省	
z0600003	査証申請手続の優良事業者に対する書類の簡素化	5021	5021262	社団法人日本経済団体連合会	11	査証申請手続の優良事業者に対する書類の簡素化【新規】		「招聘理由書」や「身元保証書」に求められる代表取締役の押印を、優良事業者(例えば今までに査証の発給が拒否された事例がなく、かつ当該査証を取得した外国人に関して事故が発生した事例もないような企業等)が受入機関となる場合には、例えば招聘する企業の部門長の押印で代替できるようにすべきである。		代表取締役の押印が必要な書類は大量なため、社内におけるこうした書類の収集のための事務手続に時間とコストがかかる。もし招聘する企業の部門長等の印で代替できれば、こうした時間やコストを大幅に削減できる。	外務省設置法	外務省	査証は、外務省設置法に基づき外務省の在外公館において発給される。査証申請手続において求められる書類について、一部の国・地域、例えば中国やベトナムにおいては、通常必要な書類に加えて「招聘理由書」或いは「身元保証書」の提出が求められる。こうした「招聘理由書」、「身元保証書」には代表取締役の押印が必要となる。
z0600004	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成・送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	